



氏名

山口三恵子

事務所：山口国際法律事務所

住所：105-0001 東京都港区虎ノ門3-10-4  
虎ノ門ガーデン401号

電話：03-3437-6501

E-mail：m\_ym@mte.biglobe.ne.jp

主な経歴（弁護士会活動や主な公益活動等）

【経歴】

- 1970年 東京大学法学部卒業
- 1976年～1980年 （日本国弁護士資格を取得後）渉外事務所で国際金融取引を担当
- 1980年～1982年 カリフォルニア大学バークレー校ロースクール留学、カリフォルニア州の弁護士資格を取得、米国の法律事務所で実務を経験
- 1982年～1986年 帰国後渉外事務所で国際取引その他国際的な案件を担当
- 1986年 山口国際法律事務所設立 今日に至る

【公的活動】

- 1998年～2009年 日本弁護士連合会知的所有権委員会（後に知的財産制度委員会）委員、文化庁文化審議会著作権分科会委員、同委員会司法制度委員会等委員を歴任

【教職】

- 2009年～2015年 筑波大学法科大学院非常勤講師として「著作権」の講義を担当、東洋大学法科大学院非常勤講師、客員教授として「実務英文契約の法理」および「著作権」の講義を担当

【著作】

- 「営業秘密ガイドライン」（（財）知的財産権研究所）
- 「不正競争防止法コンメンタル」（Lexis Nexis、雄松堂出版）
- 「著作権法コンメンタル」（三省堂、東京布井出版）
- 「企業法務判例ケーススタディ300（企業取引・知的財産権編）」  
（きんざい）
- 「問答式 企業提携の法律実務」（新日本法規出版）
- その他多数

### 自己紹介

弁護士になってから45年経ちました。様々な分野の事案（訴訟、契約交渉、和解交渉、法律相談）を扱ってきた経験が、あっせん事件で直接、間接に役立っていると思います。

### あっせん人・仲裁人としてのコメント

あっせん手続きで和解が成立するためには、各当事者が何らかの譲歩をすることが必要です。あっせん人としては、各当事者の主張、要求のうち、絶対譲れない部分、譲れる部分（譲れるとしたらどのような内容・程度か）を整理する必要があります。

### 経験ある分野・担当可能な分野

国内・国際間の取引についての交渉、契約書作成（著作権、特許権等のライセンス契約を含む）、これらに関する相談・紛争の解決

国際相続

医療過誤